

農業農村整備事業の簡易総合評価方式入札における地域貢献度 (農業農村の有する多面的機能の維持増進活動)の評価について

- 「農業・農村の有する多面的機能の維持増進活動」を地域貢献項目としていますが、活動についてはあらかじめ、申告し確認を受けておく必要があります。
- 農地・水・環境保全向上活動など事業で実施されている協同活動に参加して行った草刈り、清掃、植栽活動等の多面的機能維持増進活動や農業農村整備事業で造成した農業用施設に関する防災活動を対象としています
- 活動の対象年度は、当該年度を除く過去3か年度の活動です

- 1 簡易型総合評価方式の評価項目については、品質の確保の観点から、企業の施工実績や技術力、地域精通度や地域貢献度等の項目を評価し、その地域での工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価しています。農政部では、農業農村整備事業の簡易総合評価方式の入札において、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動（以下「多面的機能の維持増進活動」という。）を地域貢献の項目とし平成21年6月より取扱をはじめます。
- 2 技術評価項目の申請にあたっては、あらかじめ総合振興局（又は振興局）に対し「農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書」（別記第1号様式）を提出し「農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する確認書」（別記第2号様式）により確認を受けておく必要があります。
- 3 対象とする活動内容は、工事を施工する総合振興局（又は振興局）管内において第4項に掲げる事業等で行われる、次の各号に掲げる活動に企業の役員または職員が複数参加したものとします。
 - (1) 農地・農業用水等の保全活動
水路の泥上げや草刈り、ため池等の清掃、農道の補修等の活動に参加するなど、農地、農業用水等の資源の適切な保全管理に寄与する活動

(2) 造成施設の保安全管理活動

農業農村整備事業で造成された施設において、土地改良区等施設管理者と連携し大雨や地震等の災害後の見回りや、倒木の緊急処理等を行うなど、造成施設の保安全管理に寄与する活動

(3) 農村環境保全向上活動

ア 地域における動植物の調査、水資源の適正な管理等生態系や水質の保全に寄与する活動

イ 地域における植栽活動、不法ごみの撤去、用排水路の清掃など景観形成、生活環境保全に寄与する活動

(4) 耕作放棄地解消活動

耕作放棄地を解消するために実施する活動

4 多面的機能の維持増進活動の対象となる事業は次のとおりです。

(1) 農地・水・環境保全向上対策を行う活動組織に協力して行った活動

(2) 中山間地域等直接支払制度による集落協定に基づき実施される活動

(3) 国営造成施設管理体制整備促進事業[管理体制整備型]による施設維持管理等での活動

(4) 地域用水機能増進事業による地域用水機能増進活動等での活動

(5) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金により耕作放棄地再生を行う取組主体を支援する活動

(6) 農業農村整備事業で造成された施設に関する施設管理団体との管理協定や連携により行われる活動

5 対象とする多面的機能の維持増進活動を実施した年度は、当該入札を実施する年度を除く、過去3か年度の活動を対象とします。